

## もうひとつのお金 『地域通貨』

泉留維（いずみ・るい）

『月刊不動産流通』 2003年6月号（No.253）pp.8-9に掲載。



## もうひとつのお金『地域通貨』

今、「おもちゃのお金」とも言うべきものが日本各地で出回っている。とはいっても、こどもの遊びで使われているものではない。市民が地域の諸課題を解決するために、紙の券から、金属や陶製のメダル、端材で作られたチップ、さらには小石までもをお金として使っているのである。

このような円とは異なる「もうひとつのお金」は、地域通貨と呼ばれるものである。1980年代に欧米で始まり、日本においては数年前から取り組まれている。99年2月に始まった千葉市の地域通貨ピーナッツは、日本における先駆的な事例である。葉書サイズの通帳を用いて取引が行われ、600人、26店舗、3農家が参加し、商店の売上だけでなく地域の人間関係の基盤づくりにも貢献している。

私の調べでは2002年8月時点で、43都道府県に135以上の地域通貨が存在し、一部を除き規模は100人前後、市民団体を中心に商工会やJA、生協等が主体となっている。現在の地域通貨の多くが経済優先で切り捨ててきた地域や人とのつながりを取り戻し、円では買えない豊かさを得ようとしたものであり、自宅や職場とは違う「第三の場所」、カフェやコミュニティセンター、美容院といった匿名性を保つことも可能な上での交流空間、社会的ネットワークの結節点を効果的に機能させようとしたものである。

ただデフレ不況が深まるにつれ、これまでコミュニティ活性化志向が強かった地域通貨を景気浮揚の目的で導入しようとする動きも出始めた。例えば、小泉内閣が推進している構造改革特区では、留辺蘂町など3自治体が経済振興を狙い地域通貨に関する特区申請をしている。また、昨年末から実験的にボランティア活動の領域での使用が始まっている新潟県三条市では、商店に限定はされているが、地域通貨を固定資産税の納税に円と併用する案が出されている。

歴史を振り返ると、今の日本のようなデフレ不況と政府の深刻な財政状況の中で、法定通貨を補完する形で地域通貨が導入されたことがある。それは1929年から始まった世界大恐慌の中、欧米において地方自治体や地域の商工業連合会等が中心となり発行したものである。これらの地域通貨は、時の経過と共に減価する仕組みを内在し、一定期間毎に紙幣に額面の数%の印紙を貼る必要があった。そのため貨幣の保有動機が減退、デフレ下でも驚異の流通速度を示し、それにつられて法定通貨も使用されることになった。国家単位では管理しきれない空間的な広がりである個々の地域の流動性を独自に確保しようとしたものでもある。オーストリアのヴェルグル町政府やカナダのアルバータ州政府が発行したものは当時の実践例として有名だ。

印紙貼付という持ち越し税がかかる貨幣は、交換の数量方程式からわかるように名目物価を変化させずに貨幣の流通速度を高め、その結果として景気回復を狙うことが可能であり、貨幣供給量増大によるインフレ政策とは結果が大きく違っている。また、所得分配の面でも違いがあり、資産保有に対して中立的であり、インフレ税のように極端な強者と弱

者を発生させず、社会から薄く広く徴収する税となる。

導入に際しては、全国一斉でも全面的な貨幣の切り替えでもなく、1930年代の取り組みと同じく地域ごとに円と並行させればよい。地方自治体が無記名債券を発行し、それを地域通貨的に使用することにより購買力が域外に出るのを止め、域内での経済循環の促進を狙うのであるが、この時、持ち越し税をかけるのである。債券の本券部分は地域限定の通貨であるが、税である印紙部分は円である。これによりこの通貨は流通しながら、期限が来ると負担された税で償還され消滅するか、または新規の債券と交換され再び地域に出回る。また印紙を貼るのではなく、定期的に適当な減価率を設けて新規債券に切り替える仕組みでも同様の効果を狙える。

例えば、資金の不足している自治体が公共事業を行う際の代金として発行した場合、通貨を使用した住民による薄くて幅広い税で結果として意図した事業が行われたことになる。また、職員の退職金や給料減額分の一部を地元商品券で支給する政策がすでに採られていることから、一步踏み込み商品券ではなく地域通貨を発行・支給する方法も考えられよう。さらには消費を刺激するために住民へ購買力を直接注入するという住民配当として、また所得補償を労働市場参加から切り離し、賃労働だけではない仕事の多様化を促進する基礎所得給付として発行する方法も考えられる。

このような政策は、財政の自由度が低下した自治体や荒廃しつつある地域にとっては考慮に値するものであり、地域の視点に立った経済を鑑みる上で新しい視野を開いてくれるであろう。

泉留維（いずみ・るい）

『月刊不動産流通』2003年6月号（No.253）pp.8-9 に掲載。